



JCLU

社団法人自由人権協会

社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/
JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2011年8月8日

福井市長 東村新一様

社団法人自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘

福井市営住宅における外国人の取扱いに関する要請書

私ども社団法人自由人権協会は、新たな憲法が制定された1947年に基本的人権の擁護を唯一の目的として発足した団体で、弁護士・学者や市民が参加し情報公開や外国人問題等において先駆的な役割を果たしてきています。

今般、福井市の市営住宅における外国人の入居に関して、外国人の人権という観点から見過ごすことのできない問題があることを知り、貴職が再考することを願って下記のとおり当協会の意見をお伝えし、慎重な検討がなされるよう期待します。

記

1. 福井市における外国人政策

福井市には4千人近い外国人登録者がおり、人口の1.5%程を占めていますが、こうした状況を踏まえて、貴職は2010年1月に「多文化共生推進プラン」を策定しました。同プランにおいては、「外国人市民にかかわる課題に、日本人も外国人も同じ市民であるという観点に立って、市民と行政が連携・協働して取り組んでいく必要があります。外国人を含めたすべての市民が、互いのちがいを認め合い、対等な関わりを築きながら、共に安心して暮らせる地域づくりを実現する」と高らかに理念を謳っています。こうした福井市の積極的な外国人政策については、私どもも深く敬意を表したいと思えますし、かかる理念の実現に向けた貴職の貢献に大いに期待するところです。

他方、福井市営住宅に関しては、「福井市営住宅入居事務取扱要綱」第8条（外国人）において、「隣人とのコミュニケーションがとれる程度の日常会話ができる者」という日本人にはない要件を定め、また永住者・特別永住者以外の外国人登録者については「3年以上日本に居住できると市長が認める者」という要件も定めています。かかる取扱いは、外国人の基本的人権を侵害するものに他ならず、憲法及び国際人権規約等に反する違法なものと指摘せざるを得ません。

2. 公営住宅に関する法の考え方

公営住宅法は、その1条において「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とす

る」としています。そして、同法 15 条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」としています。

そして、公営住宅法を外国人に適用するに当たり、旧建設省（国土交通省）は住宅局長通達（1992年4月8日付）を出し、外国人にも「地域実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるものとする」としています。また、政府の「日系定住外国人施策に関する行動計画（2011年3月）」においても、「公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する（国土交通省）」と再確認しています。

従って、公営住宅法15条にいう「適正かつ合理的」な管理には、外国人に「可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める」ことも含まれると解されます。

3. 内外人平等の原則について

いま世界はグローバル化が進行し、ひと・もの・かねが国境を越えて大きく動く時代を迎えています。そうした中、内外人平等の原則は、人権保障の核心となってきています。

外国人の人権に関しては、最高裁のマクリーン事件判決において「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」とされています。そして、「憲法第三章の諸規定」に憲法第14条「法の下での平等」が含まれることは明らかであり、「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とされています。

他方、日本が批准している国際人権規約においても、平等原則は確認されています。すなわち、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）では、その第2条2項において「この規約に規定する権利が・・・いかなる差別もなしに行使されることを保障する」としています。そして、同規約第11条1項には、「相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」としています。さらに、社会権規約委員会は、同規約第11条の趣旨を敷衍して「十分な住居に対する権利」を保障するものと解釈しています。（一般的意見第4）

また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）でも、その第26条において「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する」とされています。さらに、日本が批准している「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」でも、その5条で法の前での平等がうたわれ、「住居についての権利」も挙げられています。

以上のように、憲法及び国際人権規約等において、内外人平等の原則は普遍的な人権基準となっているのです。

4. 福井市営住宅入居事務取扱要綱の違法性

(1) 「福井市営住宅入居事務取扱要綱」第8条にいう「隣人とのコミュニケーションがとれる程度の日常会話ができる者」という要件は、外国人に対してのみ要求されています。しかし、日本人・外国人を問わず、心身の障害等によりコミュニケーションにおいて支障のある人が存在することは容易に想定できます。

では、福井市は、日本人に関してはコミュニケーション能力を問題とせず、外国人に対してのみ要求する点について、どのように説明するのでしょうか。かかる取扱いは、平等原則に反する違法なものと言わざるを得ません。

もし、この要綱が隣人との良好な関係を形成することを目的としているならば、コミュニケーション能力を入居条件とするのではなく、外国人が入居後速やかに隣人とのコミュニケーション能力を獲得できるように福井市として積極的に支援することで実現すべきものでしょう。それこそが、「多文化共生推進プラン」を策定した福井市の政策にそうものと言えます。

(2) また、永住者・特別永住者以外の外国人登録者に関する「3年以上日本に居住できると市長が認める者」という同要綱の要件も、日本人には将来の居住予定を問題とせず、外国人に

ついでのみ要求している点において、平等原則に反する違法なものと言わざるを得ません。さらに、「日本に居住」という点は、「福井市に居住」でも無く、市営住宅への居住との関連性が不明確です。

「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」という公営住宅法の目的からしても、居住期間に関する要件を設けることは逸脱したものと言えます。また、この居住要件は、将来にわたる予定を問題とするもので、その性格からして曖昧なものとならざるを得ず、不明確乃至恣意的な運用をもたらす可能性を否定できません。

従って、当協会は、貴職が同要綱第 8 条において外国人に対してのみ課する上記 2 点を削除するよう要請します。